

## STEPとSMILEにみられる親の支配的行動に対するアプローチの違い

鎌田 穰(大阪)

### 要旨

キーワード:

### 1. はじめに

先の論文(鎌田、1992a)の中で、日米間にみられる親の育児姿勢の違いを文献的に検討し、アドラー心理学的新教育を日本で実施する場合、課題の分離がポイントになることを述べた。本稿では、日米における親の支配的行動にたいする教育的アプローチの違いに注目して、共にアドラー心理学新教育プログラムである、米国版STEPと日本版SMILEを材料に、比較検討してみたい。

### 2. STEPとSMILEの概略

STEPとSMILEを比較する前に、それらの概略について触れておこう。

STEP(Systematic Training for Effective Parenting)は、Dinkmeyer & McKayが1976年に米国で開発したアドラー心理学にもとづく親子関係のトレーニング・プログラムであり、日本には、1982年に、柳平によって輸入・翻訳された。これは、以下のような9章からなるプログラムである。

#### STEP 目次(日本語版、1982)

- 第1章: 子どもの『好ましくない言動』を理解する
- 第2章: 子どもの感情・親の感情を理解する
- 第3章: 勇気づけ: 子どもに自信を持たせる
- 第4章: コミュニケーション: 反映的聴き方
- 第5章: コミュニケーション: 問題解決への模索と『私メッセージ』
- 第6章: 『自然な結末』と『論理的な結末』で責任感を育てる
- 第7章: 『自然な結末』と『論理的な結末』を応用する
- 第8章: 上手な家族会議の進め方
- 第9章: いきいき親子へのスタート: 親子としての自信を深め潜在能力を生かそう

SMILE(Seminar of Mother/Father-Child Inter action with Love and Encouragement)は、野田らが1986年に日本で開発した同様のトレーニング・プログラムである。これは、以下のような8章か

らできている。

## SMILE 目次

- 第1章：こどもの行動を理解しよう
- 第2章：聴き上手になろう
- 第3章：こどもを勇気づけよう
- 第4章：誰の課題でしょう
- 第5章：こどもを傷つけないで意見を伝えよう
- 第6章：体験を通じて学ぶ
- 第7章：新しい家族のあり方
- 第8章：社会性のあるこどもに育てよう

このように、STEP と SMILE とは、教育される内容に関して大きく異なるものではない。また、実施の形式についても、STEP と SMILE の間には大きな違いはない。すなわち、どちらも、1人のリーダーが担当し、週1回1章ずつ、1回あたり2～3時間で実施する。また、どちらも、こどもとのやりとりの例題を多数提示して、ロールプレイを使った実践的な技術実習を中心に構成されている。

しかし、教育の方法において、SMILE と STEP には若干の違いがある。まず、STEP では、その実習のひとつひとつについて、模範演技をテープによって示しているのに対して、SMILE は、模範回答をできる限り提示しない。SMILE 開発者たちによれば、STEP では、しばしば参加者が模範回答に対して依存的になり、より適切な回答を自らの手で、あるいはディスカッションを通じて見つけ出すことに勇気を失う事実があることを反省して、このようにしたのであるという。筆者も、模範回答中心のプログラムでは、参加者は自らの態度を振り返るよりも、正しい答えを求めようになり、技術的側面ばかりに注目しやすくなるが、模範回答の提示がなくなると、参加者自身の洞察が深まり、自らより適切な解答を求めるばかりでなく、その技術の意味についても考え始めるであろうと考えている。

また、STEP は予習重視であるのに対して、SMILE は宿題を重視し、親自身とこどもとの具体的なやりとりの観察を課す。これは、SMILE 開発者たちが、アメリカの学校教育システムが予習中心であるのに対して、日本の学校教育が復習中心であることを踏まえて、このようにしたのであるという。筆者は、宿題重視の方法は、親の洞察を深める上でも、新しい態度や行動を根づかせる上でも、大きな効果があると考えている。

このように STEP と SMILE は、教育手段が異なるものの、構造的にはかなり類似したものである。また、その基本理念はアドラー心理学に立脚しており、Adler が多くの著作の中で述べている「協働 (co-operation)」を家庭内に確立することを目指していることも、両者とも共通している。内容的にも、目次を見てもわかるように、アドラー心理学的親教育が取り上げるものとして共通している。

以上、STEP と SMILE は教育手段の若干の違いはあるものの、その基本理念・内容構成・実施方法ともにほとんど変わるものではなく、そこに日米の大きな違いを見いだすことはできない。そこで次に、本題となる支配的行動にたいするアプローチを比較する。

### 3. STEPとSMILEにみられる親の支配的行動にたいするアプローチの比較

## 1) 課題の分離の扱いと比較

STEP	SMILE
第5章の1項目の中で触れられる	第4章：誰の課題でしようという1章分に割り当てられる
問題の所在以上に、子どもを援助するための技術に主たる焦点が当てられている	誰の課題かを分離することにセッションの半分以上が割り当てられている
誰が問題を抱えているか	この課題は誰の仕事か、誰の責任か
誰の目的・願いが達成されていないか	この行為の結末は誰にふりかかるか

本論文の主題である、STEP と SMILE の、親の支配的行動にたいするアプローチの違いを見るために、まず、「課題の分離」に相当する内容がプログラム内でどのように割り当てられているかを見てみよう。

STEP は、これを、第5章「コミュニケーション：問題解決への模索と『私メッセージ』の活用」の中の、「誰にとっての問題なのかを考える (The Concept of Problem Ownership)」という一節で扱っている。この章は、主に、子どもが自分の問題を自力解決できるように、親が子どもを効果的に援助する技術に焦点を当てている。そのかわり、誰の問題かを明確にする作業を付随的に扱っているにすぎない。

他方、SMILE は、第4章「誰の課題でしよう」という1章分に課題の分離を割り当てている。このように、STEP に比較して、SMILE は、課題の分離により大きな力点をおいていることがわかる。

## 2) 課題の分離の概念の比較

さて、SMILE における「課題の分離」と STEP における「Problem Ownership」には、微妙な定義の違いがある。

SMILE (野田監修、1986, p-35) は、「子どもの行為の結果が、子ども自身にふりかかり、親にはふりかからないとき、それらは『子どもの課題』である」と定義している。すなわち、勉強しない、自分の部屋を片付けない、友だちにいじめられる、きょうだいげんかをする、自分の物をなくす、落ち着きがない、などは、子どもの課題であるとされる。

また、「親の行為の結果が親だけにふりかかり、子どもにはふりかからないとき、それらは『親の課題』である」と定義している。すなわち、夫婦げんか、離婚、家計が苦しい、親の転職、子どもが大学に入ってほしいなどの親の期待、怒りっぽいなどの親の性格、親の交友、嫁姑関係などは、親の課題であるとされる。

さらに、「課題の分離」とは、「責任の所在を明確にすること」であると定義しているため、離婚というような子どもに迷惑がふりかかることについても、本来、親自身が責任をとるべきことなので、親の課題に含めている。

一方、STEP (日本版、p.74) は、誰の問題かを明確にするために、PET (Parent Effectiveness Training) の制作者である Gordon の定義を援用し、「1：子どもが自分の要求を満足させられないために問題が起きている場合。これは子どもの行為が親の邪魔になっているわけではないので、親の問題ではない。あくまで子ども自身の問題である。2：子どもの要求が満たされ、しかも、それが親にとっても何ら障害になっていない場合。これは親にとっても子どもにとっても何ら問題はないわけである。3：子どもは自分の欲求を満たし、何ら制約を受けていないが、それが親には障害となる場合、これは親の問題である」と定義している。

STEP の定義は、一見 SMILE の定義と似ているようだが、3 の項目において顕著な違いを見せてくる。すなわち、こどもの行為によって親が迷惑を被る場合、SMILE は、迷惑を被ったと感じることを親の課題、迷惑をかけてきたこどもの行動はこどもの課題と考えて、課題を明確に分離する。さらに、親が迷惑を感じたからといって、ただちに、こどもの行動の解決に親が参加することはできない、とする。つまり、3 のような場合でも、親はこどもの課題に無条件では介入できないのである。

これに対して、STEP は、こどもの行為が親に迷惑をかけ、親の権利を侵害した場合、親はこどもの行為を自分の問題としてとらえて、その問題解決のためのアプローチを即刻とれる、という可能性を示している。すなわち、STEP における「親の問題」という用語は、ただちに親がこどもの行為に干渉する権利を持つことを意味し、SMILE における「親の課題」とは、言葉は似ていても、概念内容はまったく違っている。

### 3) こどもの行為が親に迷惑をかけていない場合の扱い

STEP	SMILE
手を引く	手を引く
反映内聞き方、勇気づけ、問題解決への模索、結末の体験の内から選択する	こどもの依頼があれば共同の課題にする

このような定義の違いは、手続きの違いを生みだしている。実際に課題を分離していく作業の中で、STEP が「誰が問題を抱えているか」「誰の目的・願いが達成されていないか」と問うのにたいして、SMILE は「この問題は誰の仕事か、誰の責任か」「この行為の結末は誰にふりかかるか」と問うのである。こどもの行為がこども固有の課題であって、かつ親に迷惑がかかっている場合には次のような手続きが提唱される。

STEP はこれを「こどもの問題」、SMILE はこれを「こどもの課題」ととらえる点で、両者は一致している。

STEP は、こどもの問題であると見極めがついた場合、まず、(1)親は手を引くことを原則としている。その上で、(2)こどもの話しに耳を傾ける反映内聞き方 (reflective listening) か、(3)こどもへの勇気づけ (encouraging) か、(4)問題解決の模索 (exploring alternatives) か、(5)それともこどもにその『結末』を体験させるかの、いずれかの方法を選ぶように提案する (日本版 Leader's Manual, p-990)。

一方、SMILE は、「こどもの課題に口を出す4つの弊害」をまず示し、こどもの課題から手を引くことを推奨する。ただし、親がこどもからこどもの課題解決に参加することを依頼された場合には、「共同の課題」にすることもできると提案している。SMILE は、いかなる問題も本来は個人の課題と考えている。そこで、もし、自分の課題解決を他者に援助してもらいたいときや、他者の課題解決に参加したい場合には、その個人の課題を共同の課題にする以外に方法がない (野田監修、1986,p.41)。共同の課題にする場合は、(1)言葉に出して、相談、依頼する、(2)共同の課題にするかどうかを討論する、(3)共同の課題として取り上げれば、協力して解決策を探す、という3段階の手続きを必要とする。これは、たとえ依頼した場合でも、(2)の段階で相手から断られる可能性があることを示している。すなわち、この手続きは、親がこどもの課題に介入する際の歯止めになっている、といえるだろう。

しかも、SMILE によれば、親から共同の課題として提案できるのは、こどもの行為が親に具体

的な迷惑をかけている場合、あるいは、親の行為がこどもに迷惑かける場合に限られている。そうでない場合には、こどもから親に協力を依頼することはできるが、親はこどもに協力を依頼できない。したがって、この場合には、親から共同の課題にしてくれるように提案することができないのである。

STEP には「共同の課題」に相当する用語が見あたらず、その代わりとして、「民主的 (democratic)」という言葉がさまざまな場面で用いられている。しかし、その実現のための具体的な手続きを示していないため、その分直接的にこどもの課題に親が介入できる余地を与えているように筆者には見受けられる。

この「共同の課題」にする手続きが、STEP と SMILE の最も大きな違いといえるのではないだろうか。そして、SMILE における、共同の課題にする手続きは、STEP が示す手続きに比べ、こどもの課題に直接親が踏み込むことを防いでいるように思われる。

#### 4) こどもの行為が親に迷惑をかけている場合の扱い

STEP	SMILE
私メッセージによる親の権利の主張	親から共同の課題を提案する

次に、こどもの行為の結果、親に迷惑がかかる場合については、次のようである。

これは、Gordon が示す状況の「3：こどもは自分の欲求を満たし、何ら制約を受けていないが、それが親には障害となる場合」である。この場合、STEP は、親の権利が侵害されたとして親の問題として取り扱う。その場合、親には、(1) こどもの行為を無視する、(2) 『自然な結末』『論理的結末』を体験させる、(3) 問題解決の模索をする、(4) 親がどう感じているかを『私メッセージ』で伝える、などの選択枝を提示する (日本版 Leader's Manual, p.91)。

他方、SMILE も同様に、こどもの行為によって親が迷惑を感じたことを親の課題として取り扱うが、さらに、この解決のためには、先に示したような共同の課題にすることが必要であると提案している。ただし、先の場合には、こどもの課題を親が共有することをこどもから依頼するのに対して、この場合には、親の課題をこどもが共有してくれるように親から依頼するのである。しかし、親が共同の課題を提案しても、こどもから断られる可能性がある。ここでも SMILE は、親がこどもに無制限に干渉することに慎重に歯止めをかけている、とみることができるだろう。

一方、STEP では、親の権利が侵害され迷惑を感じた場合には、親は自動的にこどもの課題に介入する権利を持つと考える。ここから、STEP は、こどもの行為に親が無制限に介入する可能性をかなり残している、といえるだろう。

#### 5) 課題の分離と共同の課題にかかわる例題の比較以下に、STEP の例題を挙げて双方の比較を試みる。

例題1：お客様がきています。こどもは大人の話しに口をはさみ、親と客の会話の邪魔ばかりします。(STEP 日本版 Leader's Manual, P.115)

STEP：迷惑をかけられているので、親が問題を抱えている。

→私メッセージによって、「あなたが口をはさむと、わたしたちはお話しができなくなってしまうわ」と伝える。次に、親の話しが終わったら喜んで相手をするをこどもに伝える。後はどんなことを話しかけてきても無視する。

SMILE：口をはさむのはこどもの課題。それを邪魔と思うのは親の課題。

→まず、共同の課題にするために依頼する。「今はお客様と話しをしているので、協力してもらえませんか？」と共同の課題にしてほしいと依頼する。共同の課題にするという同意がなされて後、どのように行動するかを話し合う。

STEP では、ただちに親は自分の権利を主張する行動をとるか、論理的結末を用いることとなる。しかしながら、この場合、共同の課題にするかどうかを依頼し、討論する、という手続きを踏んでいないため、親がこどもを支配してしまう危険性が残る。

例題2：こどもが家の中を散らかす。(STEP 日本版 Leader's Manual, p.102)

STEP：親は、こどもに家の中をもっと整理整頓しておきたい、という考えを私メッセージで伝え、「落とし物籠」を作って散らかっている物はなんでもその箱に入れることにしよう、と同様に伝える。

SMILE：公共のスペースでの場合、散らかすのはこどもの課題、公共のスペースを綺麗にしておくのは家族全員の課題として考える。そこで、まず、散らかすこどもにたいして、「公共のスペースを綺麗にするために協力してもらえませんか」と共同の課題にするために依頼する。その同意が取れてから、「落とし物籠」などを提案する。

ここでも STEP は共同の課題にする手続きを踏むことなく、私メッセージで直接親の意見を述べ、解決策をだしている。ただし、このような公共のスペースについては、家族全員の課題と考えられるため、最終的には、STEP でも SMILE でも家族全員に関わるルール作りを推奨する。しかし、このようなルール作りを可能とするぐらいの家族の雰囲気を作り出せない状態の折りには上述のような手続きが用いられる。

例題3：こどもが家の鍵をかけ忘れる。(STEP 日本版 Leader's Manual, p.118)

STEP：親の権利が侵害されているので、親の問題として扱う。まず、鍵を返してもらい、責任をもてるようになったら鍵を渡す、という論理的結末を使用する。

SMILE：鍵をかけ忘れたのはこどもの課題、家を管理するのは親の課題、鍵を預けたのは親の課題、鍵のかけ忘れを困ると思うのは親の課題と考える。以上から、親の課題をこどもにも共有してもらいたいため、今後家の鍵をどのようにかけるかということについて共同の課題として依頼する。共同の課題とされたとき、鍵を今後どのようにしていくかを話し合う。

ここでも STEP では、即座に親の問題として論理的結末を使用する。SMILE は、やはり親の課題を共有してもらうために、まず、共同の課題にする手続きをとることを推奨する。ただし、これらの SMILE の対応で、もし、共同の課題をこどもから断られたら、結末の体験を用いることとなる。これは、SMILE が、社会的結末や論理的結末を持ち出すまでに一定の手続きを踏むことを要求していることを意味している。

SMILE 開発者たちによれば、STEP は、親に論理的結末の技法を習得させることを主眼にしているが、SMILE は、それよりも民主的な「横の関係」の形成に重点をおき、論理的結末はそれほど重視していないという。それは、論理的結末の価値を軽視しているということではなく、その技法は親子間の「横の関係」の存在を前提としてはじめて可能になるので、SMILE によって「横の関係」が形成された後に、さまざまな機会を通じて徐々に論理的結末の使用を学んでいくべきであると考えているからだ、ということである。

## 4. 考察

以上、親の直接的で支配的な行動にたいする、STEP と SMILE のアプローチを比較してきたが、両者の大きな違いを、こどもの行為の結果が親に迷惑をかけた場合の対応方法の中に認めることができた。以下、1) 概念上の違い、2) SMILE における課題の分離、という点から考察を加える。

### 1) 概念上の違い

先の「4) こどもの行為が親に迷惑をかけている場合の扱い」の中で述べたように、STEP の基本理念の中に、親の権利が侵害された場合には、即刻、親に介入権が与えられる、という理念を認めることができる。この点について、SMILE 開発者の一人である野田は、筆者への私信の中で、STEP にみられるような「権利が侵害される＝介入権が生じる」という考えは、米国がもつイデオロギーであり、特に、Dinkmeyer と McKay が理解するアドラ心理学の理念である、と述べている。筆者自身は米国での生活経験もなく、直接米国のイデオロギーに触れた経験も少ないため、実感をもちつつ同意することができないにしても、彼の指摘には大きく頷けるだけの説得力がある。

米国に関する他の資料（増田、1969；篠田、1984；今井、1990）の中にみられる、自分の権利は自分で守る、訴訟社会、強い個人というような内容に、STEP が示しているものと同じ理念を認めることができるだろう。また、この理念を端的に現している事実として、クウェートがイラクから侵略された折にみせた米国の武力介入をあげることができる。そして、そのときの米国の反応をみると、80%以上の国民が支持した、と報道されており、この支持率は、米国人の大半が、「権利侵害と同時に介入権が発生する」という理念を共有していることを物語っている。

これにたいして、先の私信の中で野田は、権利が侵害されたと感じた場合でも、当事者の中で協力が合意されてはじめて、他人の課題に介入することが可能になると理解している、と述べている。筆者も、このような協力の合意をとりつける段階を設けることによって、親の支配を極力排除することができ、より「協働」を具現化させることができると考える。他方、STEP で認められるような、権利の侵害＝介入権の発生という理念にもとづく直接的介入は、結局のところ、力による支配につながる危険性をいつもはらんでいるといえるだろう。筆者自身の経験では、STEP が、親の直接的な支配的関わりを巧妙なものに変化させているように思えてならない。ただし、これはアドラー心理学の誤用に関する事柄であり、STEP のみに当てはまるものではなく、SMILE についても当てはまるものである。しかしながら、誤用の問題があるにしても、STEP が協力の合意を取らずに「私メッセージ」や「論理的結末」の選択を提示することには、直接的で攻撃的な印象を抱かざるを得ないことも事実である。

### 2) SMILE における課題の分離

SMILE 開発者によると、日本の親は、こども固有の課題の解決を親の責任であると感じる傾向も強いが、親固有の課題の解決の責任をこどもに帰する傾向も強いため、課題の分離の扱いを、STEP とはまったく違うものにした、とのことである。

前者の場合、こどもの行為が親の期待に沿わないものであるときには、それがこども固有の課題であっても、その解決は親の責任であると感じ、そのままこども固有の課題に踏み込んでいく。例えば、勉強や交友関係などに口だしをする場合である。このときの SMILE での対応は、こどもの課題には踏み込まないというものである。STEP でも、親の権利が侵害されていないので、同じ対応となっている。

次に後者の場合だが、こどもの行為によって親が具体的な迷惑を被ったときには、迷惑と感ずること自体は親の側の課題であるにもかかわらず、その解決をこどもの当然の責任だと考え、親はその解決をこどもに押しつけようとするのである。例えば、ステレオの音が大きすぎて親がうるさいと感じる場合、親はこどもが小さい音で聞くのは当たり前で、親に迷惑をかけるべきではない、と考えてしまう。しかし、この場合、こどもにはステレオを大きい音で聞く権利があり、迷惑と感ずること自体は親の課題であることを忘れていたのである。この場合の、SMILE での手続きは、i) ステレオの音について共同の課題にしてもらうための相談依頼をする。ii) 共同の課題にするかどうかを検討する。iii) 共同の課題として取り上げられれば、ステレオの音をどの程度小さくするか、あるいは、何時以降はヘッドホンで聞く、などの解決策を具体的に話し合うのである。STEP では、先にも述べたように、親の権利が侵害されるため、即刻介入することとなる。

SMILE における課題の分離の2つの側面についてまとめると、第1の側面は、こども固有の課題を同定することによって、それへの親の介入を防止するものであり、第2の側面は、親固有の課題を同定することによって、その解決の責任をこどもに帰することを防止するものである。そして、開発者たちによれば、どちらかというと後者の方に力点をおいているとのことである。そして、このような第2の側面は、先の STEP にみられた、権利の侵害と同時に介入権が発生する、という視点とは対象的なものとなっている。この立場に立つと、STEP はそもそも親の権利のないところに権利を認めている、といえるだろう。この点が、アドラー心理学にたいする Dinkmeyer および McKay の理解と野田の理解が異なっていることを、端的に現しているのである。

以上をまとめると、両者のアプローチの違いは主に課題の分離に関するものであり、また、それは制作者側の「協働」を実現していく上でのアドラー心理学理解の違いに起因するものといえるだろう。

さて、今回の比較は、限られた部分についてのみおこなったものであり、STEP と SMILE を総合的に比較検討したわけでもなく、また、その優劣について言及したわけでもない。筆者としては、本稿で両者の基本理念の違いを示したことで、日本においてこれらのプログラムがより効果的に実施されることを望むのもである。

## 5. 謝辞

本稿を執筆するにあたり、SMILE 制作者の方々から、殊に、監修者の野田俊作先生から、多くの貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。

## 6. 文献

- 1) Dreikurs, R. (1961): THE WAR BETWEEN GENERATIONS-Juvenile Delinquency Stumps the Experts, *The Humanist*, 21(1), 15-24 (in *Child Guidance and Education*, Alfred Adler Institute of Chicago, 1974, 177-188)
- 2) Dreikurs, R. & Soltz, V. (1964): *CHILDREN :THE CHALLENGE*, Hawthorn Books (reprinted in 1987, E.P.Dutton)
- 3) Dinkmeyer, D. C. & McKay, C. D.(1976): *STEP-Systematic Training for Effective Parenting*, Circle Pines, MN: American Guidance Service (日本版、柳平記、発心社、1982)
- 4) Dinkmeyer, D. C. & McKay, G. D.(1976b):*STEP-Systematic Training for Effective Parenting-*



- Leader's Manual, Circle Pines, MN: American Guidance Service (日本版、柳平訳、発心社、1982)
- 5) 今井康夫(1990) : アメリカ人と日本人—教科書が語る「強い個人」と「やさしい一員」、創流出版
  - 6) 鎌田 穰(1990a) : アドラー心理学的親教育の日本の実施法 , アドレリアン ,5(2),86-90, 日本アドラー心理学会
  - 7) 鎌田 穰(1992b) : 親教育をめぐる諸問題 , アドレリアン ,6(1),18-24, 日本アドラー心理学会
  - 8) 鎌田 穰(1993) : 親教育の概念をめぐって , 阪市大児童・家族相談所紀要 ,8, 脱稿中
  - 9) 増田光吉(1969) : アメリカの家族・日本の家族、日本放送出版協会
  - 10) 野田俊作監修(1986) : SMILE、ヒューマン・ギルド出版部、東京
  - 11) 野田俊作監修(1987b) : SMILE —リーダー用マニュアル、ヒューマン・ギルド出版部、東京
  - 12) Ogden, P. (1990): CULTURAL CONSIDERATIONS AT WORK IN AN ADLERIAN PARENT STUDY GROUP IN GREAT BRITAIN, Individual Psychology, 46(2), 157-165
  - 13) 篠田育子(1984) : 母と子のアメリカ、中央公論社
  - 14) Soltz, V.(1967): STUDY GROUP LEADER'S MANUAL, Alfred Adler Institute of Chicago

#### 更新履歴

2012年6月1日 アドレリアン掲載号より転載